

○福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則

平成九年三月三十一日

福岡県規則第五十三号

福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則を制定し、ここに公布する。

福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則

福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(昭和二十七年七月二十六日福岡県規則第五十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第十条及び宅地建物取引業法施行規則(昭和三十三年建設省令第十二号)第五条の二の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び同法第九条の届出に係る書類又はこれらの写し(以下「書類等」という。)の閲覧に関して、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第二条 書類等の閲覧所は、次のとおりとする。

閲覧所	閲覧対象書類等
福岡県建築都市部建築指導課	国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者であつて県内に主たる事務所を置くものに係る書類等
福岡県福岡県土整備事務所建築指導課	福岡及び那珂県土整備事務所管内に主たる事務所を設置する宅地建物取引業者(知事の免許を受けた者に限る。以下同じ。)に係る書類等
福岡県久留米県土整備事務所建築指導課	久留米、南筑後、朝倉及び八女県土整備事務所管内に主たる事務所を設置する宅地建物取引業者に係る書類等
福岡県北九州県土整備事務所建築指導課	北九州県土整備事務所管内に主たる事務所を設置する宅地建物取引業者に係る書類等
福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課	直方、京築、田川及び飯塚県土整備事務所管内に主たる事務所を設置する宅地建物取引業者に係る書類等

(平一三規則四・平一八規則八・平二一規則三九・令三規則四・一部改正)

(閲覧時間)

第三条 書類等の閲覧時間は、午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までとする。

(閲覧に供しない日)

第四条 書類等を閲覧に供しない日は、次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項各号に掲げる日のほか、書類等の整備等のため知事が必要と認めて書類等ごとに指定した日においては、当該書類等は閲覧に供しない。

（閲覧の申出）

第五条 書類等を閲覧しようとする者は、所定の申込票に必要な事項を記載しなければならない。

（閲覧上の注意）

第六条 閲覧者は、書類等を指示された場所で閲覧しなければならない。

2 閲覧者は、係員の指示に従い、書類等を丁寧に取り扱いなければならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第七条 係員は、閲覧者が次の各号の一に該当する場合においては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わないとき。

二 書類等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第四号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一八年規則第八号）

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三九号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第四号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。